老老発０９０２第１号
令 和 ２ 年 ９ 月 ２ 日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課長
（　公　印　省　略　）

介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて

平成 29 年 10 月 25 日付け老老発 1025 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知によりお示ししてきた標記の手引きについては、第８期介護保険事業（支援）計画期間から、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能としつつ、取組の更なる充実が図られるよう、在宅医療・介護連携推進事業の見直しにあわせ、今般、手引きの改訂を行ったところである。

新たな「在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver.３）」については、厚生労働省ホームページに掲載をしているところであるので、御了知の上、管内各市町村に周知を図るとともに、実施の参考にされたい。

なお、第８期介護保険事業（支援）計画期間に向け、在宅医療・介護連携推進事業に関する介護保険法施行規則についても、見直しを行うことを予定していることを申し添える。

○在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver.３）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html
※手引きの主な改訂内容については、都道府県等の担当者への研修会で説明を予定

【担当】
厚生労働省老健局老人保健課
電話：03-5253-1111（内線 3992、3993）
FAX：03-3595-4010